

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 2 6

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について  
【令和3年度前期（判定期間：令和3年3月1日～令和3年8月31日）】
- 施設における避難の実効性確保に関する取組等について【別紙1】
- 8月31日（火）午後1時30分～ 長野市介護支援専門員研修会受講申し込みをされた皆さまへ
- 令和3年度居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所介護保険事業所研修会（集団指導）の中止について
- 長野市を含む長野圏域の一部市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられ「新型コロナウイルス特別警戒Ⅱ」が発出されました【別紙2】
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 【再掲】高齢者虐待防止のための研修動画を作成しました
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和3年7月末現在）
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業【別紙3】
- 令和3年後期 認知症相談会案内チラシ【別紙4】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙5】
- 令和3年9月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙6】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

**居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について**  
**【令和3年度前期（判定期間：令和3年3月1日～令和3年8月31日）】**

このことについて、次のとおりご提出をお願いします。

1. 判定期間：令和3年度前期（令和3年3月1日～令和3年8月31日）
2. 提出が必要な事業所
  - いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えている場合  
※正当な理由の有無にかかわらず提出が必要です。
  - 特定事業所集中減算の適用の有無が前回の判定から変更になる場合
3. 提出書類
  - ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ②特定事業所集中減算届出書（様式1）
  - ③（必要に応じて）「正当な理由」に関する添付書類（様式2～4他）
4. 提出期限：令和3年9月15日（水曜日）
5. 提出先：長野市高齢者活躍支援課介護施設担当
6. その他
  - ・提出書類の様式、通知等については、長野市ホームページに掲載しています。

長野市トップページ → 組織でさがす → 保健福祉部高齢者活躍支援課  
→ 介護保険事業者の皆様へ → 指定・更新・変更・体制等に係る届出について  
→ 居宅サービス・居宅介護支援・施設サービスの介護給付費算定に係る届出

- ・紹介率最高法人の割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算となりませんが、長野市が審査した結果、記載された理由を不相当と判断した場合は、減算が適用されることとなります。
- ・特定事業所集中減算届出書（様式1）は、届出の必要性の有無にかかわらず、全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなければなりません。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## 施設における避難の実効性確保に関する取組等について

これまでも、フレッシュ情報（令和3年2月5日号を含め3回）にて避難確保計画の作成、訓練の実施と報告書の提出について御案内しております。

この度、水防法及び土砂災害防止法の一部改正に伴い、新たに避難確保チェックリストの提出を求めることとなりましたので、別紙1（資料一式）で手続きを確認の上、御提出をお願いします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

### 8月31日（火）午後1時30分～ 長野市介護支援専門員研修会受講申し込みをされた皆さまへ

新型コロナウイルス感染者が全国的に急増しています。参加される方は下記の注意事項を徹底し、安全に研修会運営を行います。ご協力をお願いします。

- (1) 2週間以内に県外への往来歴がある方は研修会の出席をご遠慮ください。
- (2) 当日、発熱、咳などの症状のある方は、当日の出席をご遠慮ください。  
\*（1）（2）は感染症対応のため遵守をお願いします。当日は、会場への入場をご遠慮ください。
- (3) 当日は、申し込みされた方のみが入場ができますが、感染症の拡大防止のため、同事業所内に受講希望者がいる場合、主任介護支援専門法定外研修受講者を優先し、複数人の参加申し込みの場合、事業所内1名程度の参加調整にご協力をお願いします。
- (4) 受付の簡略化のため、当日は、研修会出席報告書（FAX送信票）を必ずご持参ください。  
申込されていない方は、感染症予防対応のためお断りいたします。ご了承ください。
- (5) 当日の資料は座席に配布します。資料配布以外への着席はお控えください。開始前及び講演中の会話はお控えください。

その他注意事項です。

- (1) 当日は、若里市民文化ホールの駐車場をご利用ください。誘導員の指示にご協力をお願いします。
- (2) 主任介護支援専門法定外研修受講証明書発行希望の方は、遅刻、早退された方には発行することができませんので、時間までに必ず受付をお願いします。

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター  
TEL：026-224-7174（直通）

## 令和3年度居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所介護保険事業所 研修会（集団指導）の中止について

毎年、参集形式により居宅介護支援・地域密着型サービス事業所研修会（集団指導）を開催していますが、長野圏域の新型コロナウイルス感染警戒レベルが4に引き上げられたことから、開催中止といたします。

なお、資料の提供については、あらためてお知らせいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

## 長野市を含む長野圏域の一部市町村の感染警戒レベルが5に引き上げられ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されました

日頃より、介護サービス事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでいただいていることと思いますが、直近1週間の新規陽性者数が急増し、令和3年8月16日付で本市の感染警戒レベルが5に引き上げられたことから、別紙2及び下記に留意いただき、引き続き感染拡大の防止に努めていただくようお願いします。

- ① 事業所内で陽性者が確認された場合は、高齢者活躍支援課にご連絡ください。  
また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業所を休止する場合は事前に高齢者活躍支援課にご連絡ください。
- ② 長野市高齢者活躍支援課ホームページに掲載してあります「新型コロナウイルス感染症に関する通知」をご確認ください。

長野市ホームページ (<https://www.city.nagano.nagano.jp/>) 参照  
長野市トップページ → 組織でさがす → 保健福祉部高齢者活躍支援課  
→ 介護保険事業者の皆様へ → 感染症・熱中症予防

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス※、介護予防短期入所生活介護※、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

## 2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
------	--

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当  
 TEL：026-224-7871（直通）

## 【再掲】高齢者虐待防止のための研修動画を作成しました

高齢者への虐待の発生を防止するためには、高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、早期に発見し、相談・通報することが非常に重要です。

長野市では、家族などの養護者による虐待対応に関わる事項について、専門職等の関係者を対象とした研修動画作成し、令和3年3月から4月にかけて Web で配信しましたが、関係機関からの要望もあり、再配信いたします。

- 1 配信期間 令和3年8月20日（金）から9月24日（金）まで
- 2 視聴方法 長野市ホームページ内の下記URLまたはQRコードへアクセスし、埋め込み動画をご覧ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/houkatsucare/468518.html>



- 3 講師 長野市地域包括支援センター篠ノ井総合病院  
社会福祉士 和田健太郎氏
- 4 内容 高齢者虐待の理解と対応～早期発見するための基本知識と視点～
  - ・権利擁護に関わる責務
  - ・高齢者虐待とは
  - ・虐待発見の視点 等
- 5 対象者 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等の従事者
- 6 その他 視聴後はホームページ下部へご意見・ご感想をご記入ください。

※本動画は、「養護者による高齢者虐待」防止のための研修動画であり、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」防止のための研修動画ではありませんので、ご承知おきください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター  
 TEL： 026-224-7174（直通）  
 E-mail： [houkatsucare@city.nagano.lg.jp](mailto:houkatsucare@city.nagano.lg.jp)



## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。  
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

### 【介護保険最新情報 Vol. 1001】

介護分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件について（通知）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1002】

新型コロナウイルスに係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）

### 【介護保険最新情報 Vol. 1003】

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について

### 【介護保険最新情報 Vol. 1004】

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の交付及び施行について（通知）

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

### 【要介護・要支援認定者状況】

（令和3年7月末日現在 地区別認定者数：20,909人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	61	51	94	56	57	51	31	401
第2地区	115	93	212	110	70	119	62	781
第3地区	81	77	157	83	79	86	47	610
第4地区	21	27	43	24	29	34	14	192
第5地区	34	41	72	40	17	30	16	250
芹田地区	146	132	297	129	103	130	91	1,028
古牧地区	146	116	291	154	139	142	70	1,058
三輪地区	197	168	280	132	135	144	85	1,141
吉田地区	126	113	262	110	88	95	61	855
古里地区	93	75	141	76	71	99	46	601
柳原地区	64	43	92	48	32	33	21	333
浅川地区	72	52	122	55	46	47	41	435
大豆島地区	50	48	139	63	72	74	45	491
朝陽地区	82	93	205	101	85	107	55	728
若槻地区	183	161	277	172	121	174	106	1,194
長沼地区	21	14	34	18	28	25	10	150



安茂里地区	205	169	319	147	119	147	84	1,190
小田切地区	13	15	27	18	11	11	6	101
芋井地区	29	9	42	21	13	23	11	148
篠ノ井地区	364	308	513	256	256	334	187	2,218
松代地区	180	165	298	145	113	221	109	1,231
若穂地区	111	92	149	72	73	115	51	663
川中島地区	215	160	320	164	135	175	104	1,273
更北地区	271	195	398	202	148	218	121	1,553
七二会地区	38	21	33	16	35	33	15	191
信更地区	33	25	40	32	23	27	9	189
豊野地区	68	58	147	82	75	82	40	552
戸隠地区	23	7	67	39	42	65	29	272
鬼無里地区	14	11	51	22	26	20	13	157
大岡地区	36	9	43	10	5	7	7	117
信州新町地区	113	30	88	40	66	49	36	422
中条地区	44	23	65	30	23	25	12	222
市外	19	9	29	24	17	37	27	162
合計 (現存者)	3,268	2,610	5,347	2,691	2,352	2,979	1,662	20,909



ながの縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)